

答弁書第三二号

内閣参質一七四第三二号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員糸数慶子君提出国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問に対する答弁書

一について

国立ハンセン病療養所においても、各府省の他の組織と同様に定員配置の見直しや業務実施方法の効率化の努力が必要であり、「平成二十二年度以降の定員管理について」（平成二十一年七月一日閣議決定）の対象から除外することは困難である。

二について

国立ハンセン病療養所の職員の定員については、入所者数の減少や、ハンセン病の後遺症による身体障害、高齢化による認知症や合併症の入所者における発症状況等を勘案して定める必要がある。

いずれにせよ、厚生労働省としては、今後とも、入所者の療養環境の低下を招くことのないよう対応してまいりたい。

三について

国立ハンセン病療養所の予算については、入所者数の減少や人事院勧告による職員人件費の減少等を勘案して決定してきているところであり、必要な予算を確保しているものと認識している。

